

令和8年度 避難行動要支援者名簿の貸与について

(健康福祉部社会福祉課)

1 要旨

市では、自力で災害の危険から身を守ることが難しい要支援者の情報を本人の同意を得たうえで名簿に記載し、迅速かつ円滑な避難支援を行うため、地区関係者に対して情報共有を図っています。

2 避難行動要支援者名簿の貸与対象者

- ・ 区長
- ・ 自主防災会長
- ・ 民生委員・児童委員

3 区長及び自主防災会長にご協力いただくこと

【平常時】

- ・ 要支援者への声かけ及び見守り
- ・ 要支援者の避難訓練への参加促進
- ・ 個別避難計画の作成支援

【災害時】

- ・ 要支援者の安否確認
- ・ 避難支援者（家族等の避難を支援する側の人）への状況確認

4 返却時期

名簿は1年間の貸与となります。年度末の令和9年3月1日から31日の期間に社会福祉課へ返却をお願いします。

5 その他

避難行動要支援者名簿に記載されている方には、個別避難計画の作成を推奨しています。作成優先度の高い人に対して市職員が作成支援を行っております。災害時に落ち着いて、円滑に避難行動をするためにも平常時から計画を作成しておくことが重要です。

個別避難計画はよりよい避難を実現しようという趣旨のものです。そのため避難支援等関係者及び計画作成支援者が法的な責任や義務を負うものではありません。

社会福祉課地域福祉スタッフ
電話 0558-72-9862
メール syakai@city.izu.shizuoka.jp

令和8年度 第76回社会を明るくする運動活動募金について

(健康福祉部社会福祉課)

1 要旨

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちへの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会を築こうとするものです。

2 依頼者

伊豆中央地区保護司会長 土屋 龍太郎
伊豆中央地区更生保護女性会長 川村 尚子

3 依頼内容

(1) 募金額

1世帯当たり100円のご協力をお願いいたします。

(2) 納入期日

令和8年7月31日(金)までをお願いいたします。

(3) 納入について

○納入先

最寄りの富士伊豆農業協同組合(JA)

○方 法

4月の区長配布にてお渡しする振込依頼書(送金先の口座情報記載済み)を使用して振込手続きをお願いいたします。

○振込手数料について

「受取人負担」としてください。

⇒募金額から手数料分が差し引かれて指定口座へ入金されます。

※振込手続き時の注意

依頼人名には必ず地区名(区・自治会・郷・町内会)の記載をお願いいたします。また、土肥地区の横瀬・金山・中村区につきましては、区名の前に「土肥」または「小下田」をつけてください。

4 活動募金の使い道

区民の皆様にご協力いただいた募金は伊豆市における街頭啓発活動等に活用されます。

令和8年4月17日

区・自治会・郷・町内会長 様

伊豆中央地区保護司会 会長 土屋 龍太郎
伊豆中央地区更生保護女性会 会長 川村 尚子

第76回“社会を明るくする運動”活動募金へのご協力をお願い

日頃より、区（自治会・郷・町内会）長様におかれましては、社会福祉事業に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことを推進する運動です。

毎年、全国的に展開されております本運動を推進するために、伊豆中央地区保護司会並びに伊豆中央地区更生保護女性会は募金活動を行っております。

皆様からお寄せいただいた募金は、街頭啓発活動や更生保護施設訪問等、運動の主旨に沿った活動に大切に活用させていただきます。

つきましては、この運動の趣旨を御理解いただき、下記により地区の皆様方に募金のご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

記

1 募金の額

1世帯あたり100円をお願いします。

2 取りまとめ期限

令和8年7月31日（金）を目途に地区（区・自治会・郷・町内会）ごとに取りまとめをお願いします。

3 納入について

同封の振込依頼書（送金先口座記載済み）を使用し、最寄りの富士伊豆農業協同組合（JA）にて振込手続きをお願いします。別添見本のとおり、赤枠部分をご記入ください。 ※市役所窓口ではお手続きできませんのでご注意ください。

振込時のお願い	
振込手数料	「受取人負担」としてください。 (募金額から振込手数料分が差し引かれて指定口座に入金されます。)
金額の記入	募金額から振込手数料を差し引いた金額をご記入ください。
依頼人名の記入	区・自治会・郷・町内会名を必ず記載してください。 ※土肥地区の横瀬・金山・中村区においては区名の前に「土肥」または「小下田」を記入願います。

担当 伊豆市社会福祉課
電話 0558-72-9862

見本

17608 振込依頼書 年 月 日

富士伊豆 長岡支 店(所) 金額 十億 百万 千 円

フリガナ イズチュウオウチクホゴシカイ(シヤメイ) ヤマダ ムネカツ

伊豆中央地区保護司会(社明) 山田 宗克 様

フリガナ マルマルク クチョウ イズ タロウ

(例) ○○区 区長(または会計など) 伊豆 太郎 様

〒 410 - 2413 ☎ (0558) 72 - 1111

(例) 伊豆市小立野38-2

「区・郷・町内会名」「役職・氏名」「フリガナ」を記入
※この地区からの振込が分かるよう、地区(郷や町内会など)は省略せずに記載してください。

おなまえ欄に書いた方の「住所」「郵便番号」「電話番号」を記入

※赤枠部分をご記入ください

JAバンク 振込番号ZJS-KW0008 1/5 2023.08 2025.07

参考

富士伊豆農業協同組合 振込手数料 (※当組合本支店あての場合)

金額	利用区分		振込手数料
3万円未満	窓口		220円
	A T M	現金	110円
		キャッシュカード	0円
3万円以上	窓口		440円
	A T M (※10万円まで可)	現金	330円
		キャッシュカード	0円

※A T Mを使用する場合の注意点 (振込用紙を使わない場合)

- ・ A T Mには「とりまとめた募金」を入れますが、入力する金額は『とりまとめた募金から振込手数料を引いた額』となります。お間違のないようにお願いします。
- ・ 小銭が大量の場合は窓口へお願いします。(故障する可能性があります。)
- ・ 修善寺支店と八幡支店にはA T Mが複数台ありますが、現金振込対応不可のA T Mもありますのでご注意ください。

令和8年度敬老会補助金について

(健康福祉部健康長寿課)

1 要旨

本年度開催される敬老会に対する市より交付する補助金について。

2 本年度の概要

○補助事業対象

地区（区、自治会、町内会、郷等）

※複数の地区が合同で敬老会事業を開催しても問題ありません。

その場合は代表となる地区を決めて申請してください。

○補助算定対象者

次の（１）、（２）に当てはまり、かつ（３）または（４）に当てはまる方

（１）伊豆市内に住所を有する方

（２）昭和27年4月1日以前生まれの方

（令和8年度中に75歳以上になる方）

（３）地区で行われる敬老会に出席した方

（４）祝い品の配布を受けた方（敬老会欠席で祝い品を受けた場合も含む）

○補助金の額

上記「補助算定対象者」の（３）または（４）の人数により補助上限額が決定。

①（３）の場合 1人あたり1,500円×人数（敬老会出席者）

②（４）の場合 1人あたり800円×人数（祝い品配布のみ）

①と②の合計と、敬老会事業開催経費を比較して低い方の額を補助します。

※対象1人に対して両方の補助金を重複申請することはできません。

○配布資料について

- ・令和8年度地区開催による敬老会に関する事前調査票

今年度の現時点での敬老会開催予定を伺うものです。

回答記入後、6月19日(金)までに同封の返信用封筒にてご返送ください。

- ・敬老会事業名簿受領書兼誓約書

敬老会開催予定の地区を対象に、敬老会補助対象者の名簿を貸出します。

名簿貸出希望される地区はこの誓約書を提出していただきます。

誓約書の受付及び名簿の貸出しは、7月開催第2回区長会にて行います。

○補足

- ・ 敬老会開催の前倒しなど、7月の区長会よりも前に名簿が必要になる地区は、健康長寿課高齢者支援スタッフまでご連絡ください。（電話72-9860）
- ・ 詳細につきましては次回7月開催の区長会で説明いたします。
- ・ ご不明な点は健康長寿課高齢者支援スタッフまでお問合せください。

お問合せ

健康長寿課 高齢者支援スタッフ

電話0558-72-9860

記入例

名簿が必要な地区は、この用紙を
第2回区長会の際にご提出ください

敬老会事業名簿受領書兼誓約書

伊豆市長 様

敬老会対象者名簿を確かに受領しました。

また、以下の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 敬老会対象者名簿は、敬老会事業以外の目的に使用しません。
- 2 敬老会対象者名簿に記載の個人情報を他に漏らしません。
- 3 敬老会対象者名簿を紛失しないよう取扱いに十分注意します。
- 4 敬老会対象者名簿の複写はしません。
- 5 敬老会対象者名簿は、敬老会事業補助金交付申請時に返却します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地区名又は自治会名 ○○区

代表者住所 伊豆市 ○○ 38-2

代表者職氏名 区長 伊豆 太郎

※副区長、会計の方でもかまいません。

令和8年度 赤十字活動資金募集の協力依頼について

(健康福祉部 健康長寿課)

1 要旨

赤十字の活動は、みなさまのご理解とご協力による資金によって支えられています。区長、自治会長、町内会長にお力添えをいただき、活動資金の募集をお願いしております。活動資金募集に関する回覧及び、集金からの入金までの一連の作業につきまして、ご協力をお願いいたします。

2 日本赤十字社について

日本赤十字社の活動は、地域のみなさまをはじめ多くの方々の「いのちと健康を守る」ためにあります。

災害時の救護活動をはじめ、各種講習会の開催、地域福祉活動や献血などの血液事業、災害時を中心に様々なボランティア活動を行う赤十字奉仕団の支援など、様々な事業を行っています。

3 赤十字活動資金募集について（依頼事項）

赤十字の活動は市民の皆さまのご協力による資金等で支えられています。そのため、広くみなさまからのご支援をいただけますようお願い申し上げます。また、活動資金への協力は任意ですので、個人の自由な意思を抑圧しないようお願い申し上げます。

(1) 日赤活動資金

年間500円以上（一世帯）のご協力をお願いします。

(2) 取りまとめ期限

令和8年7月31日（金）頃までをお願いいたします。

(3) 納入先

お取りまとめいただいた活動資金は、4月の区長回覧にて配布する納付書に金額、世帯数を記載し、納付書に記載の金融機関等で納入をお願いいたします。

(4) その他

活動資金にご協力いただいた方に配布する領収書、協力会員シール等は、回覧にて配布させていただきます。発行した領収書は各区で5年間保管をし、余分になりました領収書・シールは処分をお願いいたします。

後日配布する書類は、「回覧文書、令和8年度赤十字活動資金募集のお願い、領収書、協力会員門標シール、A4ポスター」です。

ポスターは公民館等に貼付をお願いいたします。

4 活動資金の使い道

日本赤十字社の活動に使用されるほか、地区分区における当該年度の活動資金の実績額の10%が事務費交付金、10%が事業費交付金として市に交付され、市の赤十字活動に使用されます。

この資金を活用し、各区での救急法講習や炊き出し訓練等に講師を派遣できますので、ご活用ください。

【参考】

令和7年度活動資金実績

一般（世帯）

地 区	金 額	世 帯
修善寺地区	1,936,250	3,879
天城湯ヶ島地区	738,000	1,476
土肥地区	570,000	1,140
中伊豆地区	865,100	1,728
合 計	4,109,350	8,223

応能（奉仕団員）

地 区	金 額	人数
修善寺地区	22,000	15
天城湯ヶ島地区	31,000	23
土肥地区	40,000	40
中伊豆地区	27,000	12
合 計	120,000	90

納入通知書(控)

納入者	住所 ○○地区 氏名 伊豆区長 様
令和 8 年度	会 計 名 歳入歳出外現金会計
主 管 課	健康長寿課 No. 1
収 入 科 目	項 目 節 細節 9 1 1 1 8
金 額 (税込)	※合計金額を記載 円
適用税率	消費税額等 0.0 % ￥0
ただし	赤十字活動資金 ○○世帯×500円
上記の金額を	令和8年7月31日
までに納めてください。	
令和8年4月17日	
静岡県伊豆市長	
納付場所	スルガ銀行 富士伊豆農業協同組合 静岡銀行 静岡県労働金庫 静岡中央銀行 三島信用金庫 東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店 伊豆市会計課 中伊豆支所 天城湯ヶ島支所 土肥支所
	伊 中 天 土

発 行 者 用

登録番号 T3000020222224

納入通知書兼領収書

納入者	住所 ○○地区 氏名 伊豆区長 様
令和 8 年度	会 計 名 歳入歳出外現金会計
主 管 課	健康長寿課 No. 1
収 入 科 目	項 目 節 細節 9 1 1 1 8
金 額 (税込)	※合計金額を記載 円
適用税率	消費税額等 0.0 % ￥0
ただし	赤十字活動資金 ○○世帯×500円
上記の金額を	令和8年7月31日
までに納めてください。	
令和8年4月17日	
静岡県伊豆市長	
納付場所	スルガ銀行 富士伊豆農業協同組合 静岡銀行 静岡県労働金庫 静岡中央銀行 三島信用金庫 東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店 伊豆市会計課 中伊豆支所 天城湯ヶ島支所 土肥支所
	伊 中 天 土
上記の金額を領収 しました。	領収印
伊豆市金融機関 伊豆市出納員	

納 入 者 用

登録番号 T3000020222224

納入済通知書

納入者	住所 ○○地区 氏名 伊豆区長 様
令和 8 年度	会 計 名 歳入歳出外現金会計
主 管 課	健康長寿課 No. 1
収 入 科 目	項 目 節 細節 9 1 1 1 8
金 額 (税込)	※合計金額を記載 円
適用税率	消費税額等 0.0 % ￥0
ただし	赤十字活動資金 ○○世帯×500円
上記の金額を納入済につき通知します。	
伊豆市会計管理者様	
納付場所	スルガ銀行 富士伊豆農業協同組合 静岡銀行 静岡県労働金庫 静岡中央銀行 三島信用金庫 東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店 伊豆市会計課 中伊豆支所 天城湯ヶ島支所 土肥支所
	伊 中 天 土
静岡県伊豆市	領収印

主 管 課 用

登録番号 T3000020222224

令和 8 年度 赤十字活動資金募集のお願い



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

赤十字の活動は、
みなさまのご理解とご協力による
資金によって支えられています。

日本赤十字社の活動資金は年間を通して募集しておりますが、毎年5月は、1901年に第1回ノーベル平和賞を受賞した赤十字の創始者アンリー・デュナンの生誕日5月8日にちなみ、赤十字思想を広めるための赤十字運動月間としています。

日本赤十字社静岡県支部では、自治会・町内会や赤十字奉仕団のみなさまのご支援をいただいて、活動資金のご協力をお願いしています。

日本赤十字社静岡県支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町4-4-17

TEL 054-252-8131

<https://www.jrc.or.jp/chapter/shizuoka/>

そっだったのか!! 赤十字活動資金の使



ありがとうございます!



平時の備え

災害時に迅速に対応するため、災害救護訓練、資機材整備、ボランティア育成等行っています。



皆さまからの
ご寄付 (赤十字活動資金)

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社に
ご寄付が届きます



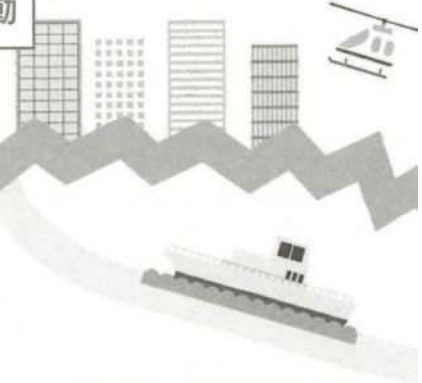
少しでも体を休めて
いたた"くために。



救援物資の配布



被災地での活動



被災地で行う活動 1



医療救護

被災地の医療ニーズに合わせ、救護所の設置や巡回診療を行います。

被災地で行う活動 2



こころのケア

災害はこころにも大きな傷を残します。少しでもこころが休まるよう寄り添います。

被災地で行う活動 3



血液製剤の供給

全国の血液センターが連携し、災害時必要な血液を安定的に供給します。



継続して
救うことが
大切!

未来へつなげる



過去の災害救護で培った経験を忘れずに、
未来へつないでいきます。



きげん
はっ!

い道

皆さまからのご寄付は、ここでご紹介する「災害救護活動」をはじめ、苦しむ人を救う様々な活動に大切にに使わせていただいています。

たの
びを



災害救護訓練

被災地で迅速に医療救護活動を展開するため様々な災害を想定した訓練を実施。



ボランティア育成

災害時はもちろん、日頃から地域・学校で活躍するボランティアを育成します。



日頃やっていないことは、いざという時にできない。

様々な
機会を

救援物資の備蓄

災害時に必要となる物資を、様々な拠点に配備しています。



■主な救援物資



緊急
セット



安眠
セット



毛布

3

災害発生

日本赤十字社が
総力をあげて対応

被災地へ出発



すばやく！
正確に！

医療救護班や救援物資は、陸、海、空、様々な手段で被災地へ



準備完了！



ボランティアと共に
必要な物資を準備



全国の赤十字が連携し、被災地に向けて職員を派遣する準備をします。



地域防災力の向上

地域の自助・共助の力を高めるため、いのちを守る知識と技術を伝えるセミナーを実施しています。



今後、発生が予想される
大規模災害に
備えるためにも...



赤十字活動資金に
あたたかいご協力を
お願いします

〜ん!



子どもたちへの 防災教育

未来を担う子どもたちへ、自然災害の正しい知識と、自ら考え生き抜く力を。

活動資金募集の方法

地区区分（各市区町の赤十字窓口）、協賛委員（自治会・町内会等）や赤十字奉仕団のみなさまにお力添えをいただき、赤十字活動資金の募集をお願いしております。

なお、募集方法は以下の方式を参考とし、地域の事情に合わせた取り組みにより、広くみなさまからのご支援をいただけますようお願い申し上げます。

また、活動資金への協力は任意ですので、個人の自由な意思を抑圧しないようお願い申し上げます。

【戸別訪問方式】

自治会・町内会の役員の方や赤十字奉仕団員が各世帯を訪問し、活動資金を募集する方法です。

【封筒納入方式】

自治会・町内会を通じて「会費・寄付金納入袋(封筒)」を配付して活動資金を募集する方法です。封筒の記入欄に納入者ご本人が氏名、金額、住所等をご記入いただいています。

【自治会一括方式】

自治会・町内会の年間経費の中に、活動資金を組み入れる方法や、自治会・町内会費等と併せて一括で活動資金を募集する方法です。

この自治会一括方式による場合は、自治会・町内会の総会等でご了承をいただくようお願いいたします。

活動資金募集についてのQ & A

- Q. 自治会・町内会が日本赤十字社や共同募金会等への寄付金を自治会・町内会費に上乗せして集めるのは違法だという判決があると聞いたが、どうですか？
- A. 自治会・町内会が赤十字の活動資金募集に協力することは問題ありません。この判決では、自治会・町内会が、募金や寄付金の集金にあたり、自治会・町内会費の増額に応じないという理由で自治会・町内会からの脱退を強要することが違法とされました。
- Q. なぜ自治会・町内会が活動資金募集に協力しなければならないのですか？
- A. 赤十字は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っています。また、災害が発生すると、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を行うなど、赤十字の活動は地域と密接なかかわりを有しています。このような活動の資金を地域の方々にお願いするにあたり、市区町や自治会・町内会の方々にご協力をお願いしています。
- Q. なぜ活動資金を毎年納めなければならないのですか？
- A. 赤十字の事業は、災害時の救護活動など人命に直接かかわる活動が中心になっています。救護用機材の整備や医師、看護師などの救護員の訓練をはじめ、被災した方々に配付する毛布、緊急セット等の災害救援品の備蓄には毎年安定した資金が必要となりますので、継続してご協力をお願いしています。